

# 自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)

1. (外為法の遵守)  
外貨定期預金(以下、「この預金」といいます。)は、日本における「外国為替及び外国貿易法」または同法に基づく命令規則等に従って取扱います。
2. (取扱店の範囲)  
この預金は、本店のみで取扱います。
3. (預金の受入れ)
  - (1) この預金には次のものを受入れます。  
野村證券の預金者名義の証券取引口座もしくは当社に開設された預金者名義の外貨普通預金口座から振替られた外貨
  - (2) この預金の預入れに関し、外貨の種類、預入金額、預入期間、預入日等の取引内容を合意したときは、取引実行の前であっても、取引内容の変更または取消はできません。
  - (3) 前項にかかわらず、当社がやむをえないものと認めて取引内容の変更または取引の取消に応じることがあります。また、前項に基づくこの預金の預入れに関し、預金者より指定された預入日に申し出された預入金額の預入れがなかった場合には、この預金の取引につき取消があったものとして取扱います。これらの場合、これらにより発生する一切の手数料、費用、損害金等を、当社所定の計算により負担いただくことがあり、当社の請求に従い、直ちにお支払いください。
4. (米ドル定期預金の取扱い)
  - (1) この預金のうち米ドル建て定期預金は、当社が承諾した場合を除き、当社が別途定める金融機関等のお客さまはお取扱いすることができません。
  - (2) この預金のうち米ドル建て定期預金の預入れに際しては、第3条第2項に基づき合意した預入日に、当社に開設された預金者名義の米ドル建て外貨普通預金よりからの振替または引落しの方法により当該米ドル建て定期預金の預入れに充当するものとします。なお、米ドル建て定期預金の預入れに関し、預金者より指定された預入日に申し出された預入金額の預入れが預金者名義の米ドル建て外貨普通預金になかった場合には、この預金の取引につき取消があったものとして取扱います。
5. (反社会的勢力との取引拒絶)  
この預金は、次条第1号に該当しない場合にお取引いただくことができ、同号に該当する場合には、当社はこの預金取引をお断りするものとします。
6. (反社会的勢力ではないことの表明・確約)  
預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。
  - ① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

## 自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E その他 A から D に準ずる行為

### 7. (自動継続)

(1) この預金は、預金者からのお申し出のない限り、満期日に、この預金と同一の通貨・期間の外貨定期預金に自動的に継続します。なお、この預金の満期日は、原則としてお預入日の預入期間に係る応当日となり、当該応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。また、継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合は、応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の元金は、第4項に定める預金者からのお申し出のない限り、継続前のこの預金の元金に利息を加えた金額と同じ金額とします。

(3) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。

(4) 預金者がこの預金につき、継続後の預入期間の変更、継続の停止、継続に際しての元金の増額

または減額を希望される時(ただし、この預金のうちトルコリラ建て定期預金は元金の増額、減額を行うことができません。以下同じ)は、満期日(継続したときは継続後の預金の満期日、以下同じ)の2営業日前の当社所定の時間までに、所定の方法によりお申し出のうえ手続きください。

(5) 継続の停止、継続に際しての元金の減額を希望された場合における元利金の返戻は満期日にお支払いします。なお、この預金の元利金の返戻は預金者より別に申し出がなされ、当社が承諾しない限り、野村証券の預金者名義の証券取引口座にお支払いします。また、この預金のうち、米ドル建て定期預金については当社に開設された預金者名義の米ドル建て外貨普通預金口座を通じて野村証券の預金者名義の証券取引口座にお支払いします。この場合、米ドル建て外貨普通預金口座に係る払戻請求書なく、同口座より払戻することにつき預金者は同意するものとします。

(6) 継続に際しての元金の増額を希望された場合、満期日に第4条第2項に基づき、追加金額を預金者名義の米ドル建て外貨普通預金よりからの振替または引落しの方法により充当するものとします。なお、満期日に希望された追加金額の預入れがなかった場合には、この預金の取引につき増額継続のお申し出が取消されたものとして第1項の定めに従い取扱います。

(7) 満期日以前に当社に対し相続開始の通知があった場合においても、相続人が第4項に定める手続きを行わない限り、この預金は満期日に自動的に継続します。

### 8. (通帳・証書の不発行、取引内容の確認方法等)

(1) 当社は、この預金の通帳および証書は発行しません。

(2) この預金の預入金額、預入期間、利率等の取引内容については預入れ後(または継続後)に、また満期の到来についても、当社所定の方法・様式により通知します。

(3) この預金の取引内容、満期の到来を確認したい

## 自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)

ときには、当社所定の方法により当社に申し出て  
ください。

### 9. (中途解約)

(1) 当社がやむをえないものと認めて中途解約を承諾しこの預金を払戻す場合には、当社所定の書式に届出の印章(または署名)により記名押印または自署の上提出してください。この場合、当社は、預入日(継続したときは継続日)から解約日の前日までの期間について、この預金の通貨の解約日における当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。なお、この預金の一部についてのみ中途解約することはできません。

(2) 前項の解約の手續に加え、当社が必要と認めた場合には、本人確認書類の提示等の手續を求められることがあります。

(3) 前2項のほか、次の各号の一にでも該当し、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① この預金の口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者またはその代理人が、第6条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同第2項のいずれかに該当する行為をし、または同第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

③ 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当社が解約する場合には、到達のいかんにか

かわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

⑤ 相続が開始した場合

⑥ 日本国内に居住しないことが判明した場合

### 10. (外貨現金等による受払い)

外貨現金(または旅行小切手)による受入れまたは支払いは、お取扱できません。

### 11. (適用外国為替相場)

この預金の預入れまたは払戻しの際にこの預金の表示通貨と異なる通貨との交換を行う場合には、当社所定の外国為替相場により換算いたします。この場合、手数料をいただくことがあります。

### 12. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの期間について、預入時の約定利率によって計算します。付利単位は1補助通貨単位とし、1年を360日とする日割り計算で単利計算します。

(2) 当社がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および第5条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、この預金の通貨の解約日における当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。

### 13. (印章の紛失、届出事項の変更等)

(1) 払戻請求書、諸届に使用する印章は、当社所定の手続きによってあらかじめ印鑑を届け出てください。

(2) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって本店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあ

## 自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)

ります。

### 14. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 15. (手数料等)

- (1) この預金の取引に伴う手数料、費用、損害金等は、当社所定の料率等によりご負担いただきます。当社の請求に従い、直ちにお支払いください。
- (2) 前項における手数料、費用、損害金等について、当社は預金者の円預金口座または他の外貨預金口座から、預金規定あるいは取引規定にかかわらず通帳および払戻請求書等の提出を受けることなく、その金額を引き落とすことができます。

### 16. (譲渡、質入の禁止)

- (1) この預金および預金契約上の地位その他これらの取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

### 17. (通知)

届出のあった氏名、名称、住所にあてて当社が通知、送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

### 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるもの

とします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出の印章により記名押印して当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 19. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名

## 自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)

その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(1) 当社は、いつでもこの規定を変更することができます。その場合、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知します。

(2) 規定を変更した場合、変更後に預入れまたは継続されたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れまたは継続された満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。

以上

### 20. (米国税務当局への情報提供に係る同意)

預金者は、預金者がアメリカ合衆国(以下、この条において「米国」といいます。)の税法上の米国人(米国における納税義務のある自然人/法人又はその他の組織、米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織、および、米国の Foreign Account Tax Compliance Act (外国口座税務コンプライアンス法)の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。))に該当する場合(その可能性があるとは判断される場合を含みます。)には、次の事項に同意するものとします。

- ① 当社が米国の税務当局に、預金者の情報(住所/所在地、氏名/名称、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。)を提供すること。
- ② 前号による預金者の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act(外国口座税務コンプライアンス法)および同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、預金者の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること。

### 21. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

### 22. (規定の変更)